

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員の任命に当たっての要件等を定める。

2. 定義

この内規における用語及びその定義は次の表のとおりとする。

用語	定義
原災法対象事業者等	① 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第3号で規定される原子力事業者及びその者から運搬を委託された者
原災法対象事業者等関連事業者	① 原災法対象事業者等の子会社 ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の許認可対象となる設備の製造事業者及びその子会社 ③ 原災法対象事業者等、上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原災法対象事業者等、①又は②の者である団体

3. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員、臨時委員及び専門委員は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者と

し、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認めるもの、又は、臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、その場合については、その事由を公表する。

- ① 原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]である者
- ② 任命前直近3年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]であった者

※「役員又は従業者」には、研究等を主たる業務とし、当該原子力事業の運営又は管理に直接関与しない者は含まない。

4. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員、臨時委員及び専門委員として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、3. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる用件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

- ① 任命前直近3年間における原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の役員、従業者等の経歴の有無について
- ② 任命前直近3年間における同一の原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
- ③ 任命前直近3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）

5. 自己申告情報の申告対象期間

原則、申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏名)

印

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しないことを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (C) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (C)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で(C)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(C)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象とします。原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。
- 5 なお、本自己申告書及び様式1については、年度毎に提出をお願いします。

申告日：平成 年 月 日

原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者に関する活動概要等

- ① 任命前直近3年間における原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の名称	現在の状況	原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者での地位
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 現在従事 <input type="checkbox"/> 過去(3年度間)に従事 (年 ~ 年)	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他()

- ② 任命前直近3年間における同一の原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度

- ③ - 1 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者からの寄附の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度			

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

- ③ - 2 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		平成 年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)